

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目
次

福島県選挙管理委員会

- 川俣町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に使う件
- 新地町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に使う件
- 福島県議会議員一般選挙及び川俣町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- 福島県議会議員一般選挙及び新地町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- 福島県議会議員一般選挙と同時にこれをを行う。

平成二十七年十一月十日

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百一十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川俣町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行

議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行

の福島県議会議員一般選挙と同時にこれをを行う。

福島県選挙管理委員会告示第百一十九号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川俣町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行

議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行

の福島県議会議員一般選挙と同時にこれをを行う。

平成二十七年十一月十日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百二十一号

福島県選挙管理委員会告示第百二十一号
平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び新地町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。
平成二十七年十一月十日

一 福島県議会議員一般選挙
新地町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

一 福島県議会議員一般選挙
二 川俣町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百二十号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び川俣町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十七年十一月十日

島 刷 県
福 株式会社 第 一 印

発行者
印刷所

【定価 1箇月 3,500円】

再生紙を使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。